

事務連絡
令和4年1月20日

古河市スポーツ協会加盟団体 各位

古河市スポーツ協会
会長 黒沢 豊
(公印省略)

スポーツ施設および学校体育施設の利用制限に伴う活動について(通知)第26号

日頃より当協会の活動にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、政府の発表にて、1月21日から2月13日までを期間とする「まん延防止等重点措置」が発表されました。

つきましては、古河市スポーツ協会の活動について、下記のとおり決定しましたので、急な連絡ではありますが、貴所属の関係者(役員、所属チーム、会員等)へ周知のうえ対応をお願いいたします。

記

1. 古河市教育委員会の決定について

市内中学校の部活動を令和4年1月19日(水)から1月31日(月)まで休止する。

古河市スポーツ少年団の活動を令和4年1月20日(木)から1月31日(月)まで休止する。

2. 古河市スポーツ協会の市内外での活動について

(1) 「まん延防止等重点措置」適用対象の1都12県「在住者」の古河市内施設利用を制限する。

(2) 1都12県へ移動しての活動を自粛する。

(3) 市中感染が急増しております。今一度、活動内容を十分検討し、安全に配慮した活動を切にお願いいたします。

※特に市内外での活動交流の自粛をお願いいたします。

(4) 活動の際には感染対策の更なる徹底をお願いいたします。

(5) 利用施設の貸出条件を直接確認し、遵守したうえでの活動をお願いいたします。

3. その他

今後の状況等により(国のまん延防止等重点措置の適用等)、制限の内容が変わる場合があります。最新情報は、随時、古河市スポーツ協会ホームページによりご確認ください。

4. 問合せ先

〒306-0204 古河市下大野 2528 イーエスはなもも体育館内
古河市スポーツ協会事務局
TEL92-0555/FAX92-8383